

○安芸市立学校給食センター用食材等納入実施に関する要綱

令和2年4月1日  
教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、安芸市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）において、学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項の規定を指針とした学校給食衛生管理基準に基づき、安全かつ安心で良質な学校給食センター用食材等を確保するため、学校給食センター用食材等を納入しようとする者（以下「納入業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納入業者の登録)

第2条 納入業者は、学校給食センター用食材等納入事業候補者として教育委員会に登録しなければならない。

(登録基準)

第3条 納入業者は、この要綱に定めるもののほか、教育委員会が定めた「安芸市立学校給食センター用食材等納入業者登録基準」を満たしている者とする。

(登録申請)

第4条 納入業者は、学校給食センター用食材等納入業者登録申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 教育委員会が定めた誓約及び同意書（様式第2号）
- (2) 市税等に係る完納証明書
- (3) 営業許可証の写し（食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）に基づく営業許可業者のみ）
- (4) 食品衛生監視票の写し（1年以内に発行されたもので、法に基づく営業許可業種のみ）

(登録手続)

第5条 納入業者は、教育委員会が広報及びホームページ等で公募し、定めた申請期間に申請書を提出するものとする。

2 納入業者は、前項に定める期間のほか、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この期間外に申請書を提出することができる。

3 納入業者は、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに学校給食センター用食材等納入業者登録の変更届（様式第3号）を教育委員会に届け出るものとする。

(登録名簿への登録等)

第6条 教育委員会は、納入業者から申請書が提出されたときは、安芸市立学校給食センター管理運営規則（平成27年教育委員会規則第5号）第4条の規定による学校給食センター運営委員会に諮問する。

2 教育委員会は、学校給食センター運営委員会の答申を受けて、適当と認めるときは、納入業者登録名簿に登録するとともに、その旨を当該納入業者に安芸市立学校給食センター用食材等納入業者登録通知書（様式第4号）より通知するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、教育委員会が定めた登録年度の4月1日から3年を経過した年の3月末日までとする。

2 第5条第2項の規定により提出した納入業者は、教育委員会が定めた日から前項に定めた年の3月末日までとする。

(登録の取消し等)

第8条 教育委員会は、登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条に規定する登録を取り消すことができる。

- (1) 登録業者が第3条に該当しなくなった場合又は該当しないことが判明した場合
  - (2) 虚偽の申請をした場合
  - (3) 学校給食センターに損害を与え、又は学校給食の実施に支障を与えた場合
  - (4) その他教育委員会が特に必要であると認めたとき
- 2 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、取消事由を付して安芸市立学校給食センター用食材等納入業者登録の取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 納入業者の登録に必要な公募その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。